

募集要項等に係る追加修正箇所一覧

No	資料名	頁	行目	項目	タイトル	修正内容
1	基本協定	8	9	第11条第1項		基金関連予算、及び基金不設置時における基金代替予算に関する記載を追記しました。
2	基本協定	8	12	第11条第2項		基金不設置及び基金関連予算の不成立、又は基金代替予算の不成立の場合、県と事業者は、基本協定の解除、並びに実施契約の解除／不締結ができるものとし、その際に県は構成企業に通常生ずべき損失を補償するものとししました。
3	基本協定	8	18	第11条第3項		第3項(基金不設置による契約解除)については削除しました。
4	基本協定	9	7	第12条第2項		第2項については削除しました。(契約に必要な許可が得られなかった場合:本件に該当なし)
5	実施契約	1	26	第3条第2項		基金不設置及び基金関連予算の不成立の場合を想定して、基金代替予算について記載しました。
6	実施契約	1	30	第3条第3項		基金不設置の場合も代替となる予算措置を図ることから、契約解除に係る規定を削除しました。
7	実施契約	2	3	第3条第4項		基金不設置の場合も代替となる予算措置を図ることから、運営権対価の返還に係る規定を削除しました。
8	実施契約	12	12	第22条第3項		県が運営権者から運営権対価を受領した後、運営権の効力が発生しないまま本契約が解除された場合における、運営権対価の返還に関する記載を追記しました。
9	実施契約	12	12	第22条第3項		運営権対価の返還について以下の通り修正しました。  以下の(A)及び(B)で算出される額のうち、少ないほうの金額を、県は運営権者に対し返還する。 (A) 県が運営権者から受領した運営権対価を総日数で均等割付配分した金額に残存期間の日数を乗じて得られる金額から、ロスシェアリングとプロフィットシェアリングの差額分(ロスシェアによる県から運営権者への支払い済みの金額分から、プロフィットシェアによる運営権者から県への支払い済み金額分を差し引いた額)の控除を行った金額 (B) 提案時の収支計画に基づく運営権対価減価償却費の残額から、ロスシェアリングとプロフィットシェアリングの差額分(ロスシェアによる県から運営権者への支払い済みの金額分から、プロフィットシェアによる運営権者から県への支払い済み金額分を差し引いた額)の控除を行った金額
10	実施契約	36	15	第82条第1項		県の任意による契約解除について、基金関連法令・予算並びに基金代替予算が成立しないことを原因として追加契約が締結されない場合についても適用されるよう、追記しました。
11	実施契約	36	20	第82条第2項		県の事由による契約解除に係る是正期間について、是正に議決を要する場合も想定し、議会日程との整合から150日以上としました。
12	実施契約	36	20	第82条第2項		県の事由による契約解除について、県が追加契約に従って基金財源事業を行わない場合にも適用されるよう、追記しました。
13	実施契約	4		別紙定義集		「本基金関連予算」「本基金代替予算」を加えました。
14	実施契約書(追加分)	1	26	第2条		基金不設置及び基金関連予算の不成立により、基金代替予算による場合を想定した記載を追記しました。
15	実施契約書(追加分)	2	3	第3条		基金不設置及び基金関連予算の不成立により、基金代替予算による場合を想定した記載を追記しました。
16	実施契約書(追加分)	2	21	第4条第3項		基金不設置及び基金関連予算の不成立により、基金代替予算による場合を想定した記載を追記しました。
17	実施契約書(追加分)	2	24	第5条		基金不設置及び基金関連予算の不成立により、基金代替予算による場合を想定し、「本基金に積み立てられた金員をもって」との記載を削除しました。
18	オープンブック及びポストプラスフィー方式実施細則(案)	各頁				運営権者についてはSPCとの表記に統一して修正しました。